

## 令和5年度 第7回 職長 ならびに 職長・安全衛生責任者教育のご案内

労働安全衛生法第60条により、政令に定める業種に該当する場合、新たに職務に就くことになった職長及び労働者を直接指導又は監督する者に対しては、安全衛生教育の実施が義務付けられています。

また、労働安全衛生法第16条により、建設業に態様する業種においては安全衛生責任者を選任しなければなりません。つきましては、下記のとおり両教育を開催いたしますので多数受講下さるようご案内いたします。

なお、労働安全衛生法施行令の改正により、令和5年4月1日より、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種に、これまで対象外であった「食料品製造業(うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業(※)を除く)」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに加わります。 ※は、すでに職長教育の対象

### 記

1. 日 時 【1日目】令和5年11月29日(水)8時50分～17時00分 【2日目】令和5年11月30日(木)8時50分～17時10分

2. 場 所 神戸線工場コミュニティセンター 神戸市灘区浜田町4-1

### 3. 講習カリキュラム

| 時 間         |                               | 講 習 科 目                         | 規定時間  | 区分          | 会 場 案 内 図 等                                     |
|-------------|-------------------------------|---------------------------------|-------|-------------|-------------------------------------------------|
| 1<br>日<br>目 | 8:30～ 8:50                    | 受付け                             |       | 職 長         | (JR「六甲道駅」より南へ徒歩約15分)<br>(阪神「新在家駅」より南へ徒歩約7分)<br> |
|             | 8:50～ 9:00                    | オリエンテーション                       |       |             |                                                 |
|             | 9:00～ 9:20                    | 職長の役割                           | 20分   |             |                                                 |
|             | 9:20～12:00<br>(10:30～10:40休憩) | 労働者に対する指導又は監督の方法に関する事           | 2.5時間 |             |                                                 |
|             | 12:00～12:45                   | 昼食休憩                            |       |             |                                                 |
|             | 12:45～14:45                   | 作業方法の決定及び労働者の配置に関する事            | 2時間   |             |                                                 |
|             | 14:45～15:00                   | 休憩                              |       |             |                                                 |
|             | 15:00～17:00                   | その他現場監督として行うべき労働災害防止活動に関する事     | 2時間   |             |                                                 |
| 2<br>日<br>目 | 8:30～ 8:50                    | 受付け                             |       | 安全衛生<br>責任者 |                                                 |
|             | 8:50～ 9:00                    | オリエンテーション                       |       |             |                                                 |
|             | 9:00～12:05<br>(10:30～10:35休憩) | 危険又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事 | 4時間   |             |                                                 |
|             | 12:05～12:35                   | 昼食                              |       |             |                                                 |
|             | 12:35～13:35                   | 危険又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事 |       |             |                                                 |
|             | 13:35～15:05                   | 異常時等における措置に関する事                 | 1.5時間 |             |                                                 |
|             | 15:05～15:10                   | 休憩                              |       |             |                                                 |
|             | 15:10～17:10                   | 安全衛生責任者の職務等<br>統括安全衛生管理の進め方     | 2時間   |             |                                                 |

### 4. 受講区分と料金【テキスト代(職長880円、安全衛生責任者770円)を含む、消費税込】

| 区 分 | 職長・安全衛生責任者(14H) | 職長(12H) | 安全衛生責任者(2H) | 備 考                             |
|-----|-----------------|---------|-------------|---------------------------------|
| 会 員 | 17,050円         | 13,530円 | 3,770円      | 安全衛生責任者のみ受講は、<br>職長教育受講修了者が対象です |
| 非会員 | 19,250円         | 15,730円 | 5,970円      |                                 |

・受講料は、申し込み後10日以内に下記口座へ振込下さい。振込手数料はご負担下さい。(振込書は発行しません)  
振込口座(三井住友銀行 三宮支店 普通口座3192216 神戸東労働基準協会)

5. 定 員 50名 受付終了日:令和5年11月20日(月) ただし、定員になり次第締め切ります。

### 6. 申込方法

- ・受講申し込みはホームページ(<https://kobeigashi.com>)にてお願いします。会員、非会員区分を選択して下さい。
- ・受講申込画面にて送信すると自動受付メールが届きます。万一、届かない場合はご連絡下さい。

### 7. 受講時準備品

受講票、筆記用具、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書、社員証)マスク、昼食、印鑑等、 ※テキストは当日配布します。

### 8. その他

- ・欠席、遅刻、早退者は、教育時間不足につき受講無効扱いとし、原則修了証は交付致しません。
- ・納入された受講料は、原則返金いたしません。但し、受講者の変更は可能ですが受講日の5日前までに申出下さい。
- ・会場には公共交通機関でお越し下さい。(自動車、単車、自転車等の駐車場はありません)
- ・ご提出いただいた個人情報、当事務所が責任をもって管理し、本講習以外の目的には使用しません。

技能講習等の修了証への旧姓等の併記ができるようになります。

労働安全衛生規則の改正により、令和4年4月1日から修了証の様式が変更となり、氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称を併記できるようになります。

Web受付により申し込まれる場合

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望される方は、以下の手順にて手続きをお願いします。

① 氏名の入力

Webによる申し込みの際、戸籍上の名前と括弧書きの旧姓を使用した氏名又は通称を、入力してください。

戸籍上の名前が 神戸 太郎 で、旧姓を使用した名前が 兵庫 太郎 の場合の記載例：

神戸 太郎(兵庫 太郎)

② 証明書類の提出

旧姓又は通称が確認できる書類を講習初日にご持参ください。

旧姓の場合：戸籍抄本(コピー不可)、住民票(コピー不可)等の公的機関の証明書で、

旧姓が確認できるもの

通称の場合：住民票(コピー不可)等の公的機関の証明書で、通称が確認できるもの

尚、自動車免許証又はマイナンバーカード等で確認出来る場合は、原本と写しを講習初日にご持参ください。原本確認のうえ、写しの提出を頂きます。

※証明書類による確認が出来ない場合は、記載できません。

ご相談、ご質問は下記まで

神戸東労働基準協会

078-222-1001